

# 山梨県公報

第三百五十六号

令和五年

二月二十七日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○救急病院等の認定(二件).....	七三
○特定公立病院等の指定の一部改正.....	七三
○令和四年度地籍調査事業計画の変更.....	七四
○道路の区域変更(五件).....	七四
○道路の供用開始.....	七六
○都市計画の変更.....	七六
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	七六
○随意契約の相手方の決定について(二件).....	七七
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	七八
○土地改良区役員の退任及び就任(四件).....	七八
○公共測量の終了.....	八四
○令和五年二級建築士試験の実施.....	八四
○令和五年木造建築士試験の実施.....	八四
○開発行為に関する工事の完了について.....	八五
教育委員会	
○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令.....	八五
○一般競争入札について.....	八五
公安委員会	
○一般競争入札について.....	八七

## 告示

### 山梨県告示第四十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期限 令和八年二月二十二日

### 山梨県告示第四十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限 令和八年三月二十四日

### 山梨県告示第四十四号

特定公立病院等の指定(令和三年山梨県告示第百十三号)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

表を次のように改める。

名称	所在地	備考

山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号	専門研修基幹施設及び連携施設
山角病院	甲府市美咲一丁目六番十号	専門研修基幹施設及び連携施設
甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号	専門研修基幹施設及び連携施設
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号	専門研修基幹施設及び連携施設
HANAZONO ホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地	専門研修基幹施設及び連携施設
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地	専門研修基幹施設及び連携施設
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地	専門研修基幹施設及び連携施設
白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番地二	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地	専門研修基幹施設及び連携施設
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十三番地	専門研修基幹施設及び連携施設
山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地	専門研修基幹施設及び連携施設並

塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	専門研修基幹施設及び連携施設
富士川病院	富士川町鯉沢三百四十番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
身延山病院	身延町梅平二千四百八十三番地百六十七	専門研修基幹施設及び連携施設

**山梨県告示第四十五号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定められた令和四年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、市川三郷町、早川町及び身延町
- 二 調査地域 甲府市平瀬町及び帯那、山梨市三富川浦、甲斐市吉沢、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町高住並びに南巨摩郡身延町市之瀬、北川、小田船原、相又、下田原及び伊沼の各一部
- 三 調査期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

**山梨県告示第四十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦

覽に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町河東中島字熊宮三三七番一 地先から 中巨摩郡昭和町河東中島字熊宮二四八番一 地先まで	六・六	六・六	六・六	二二三・四
	六・六	二八・三		
				二二三・四

### 山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町西条字八公免一五一〇番一 地先から 中巨摩郡昭和町西条字清塚二〇二番一 地	一八・七	一八・七	三〇・五	四七・〇
	三〇・五			

先まで

新 一八・七

四五・四

四七・〇

### 山梨県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先まで	九・七	九・七	六二・五	七二・四
	六二・五	九・七		
				七二・四

### 山梨県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先まで	旧	九・七 二二・七	六八・五
	新	九・七 四四・六	六八・五

山梨県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年三月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二一六地先から 南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二一五地先まで	旧	一〇・八 二三・五	七二・七
	新	一〇・八 一九・三	七二・七

山梨県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

山梨県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年二月十四日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字権現ノ上二千七百三十四番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル

四 指定道路の延長 三十四・五三メートル

### 山梨県告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年二月十六日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字神戸百三十六番四、百三十六番五、百三十七番四、百三十八番十一、百三十八番十二、百三十八番十三、百三十八番十四及び百三十八番十五
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十三・三二メートル

## 公 告

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	五千二百三十六個	一万三千百四十六円（一個当たり）
配送用倉庫		三十四万七千八百八十六円

### 二 契約に関する事務を担当する所属

山梨県公報 第三百五十六号 令和五年二月二十七日

(一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年一月十三日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社クサリのサンロード

(二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

五 契約の相手方を決定した手続 随意契約

六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

### ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	二千四百十五個	一万三千百四十六円（一個当たり）
配送用倉庫		三十七万九千八百八十五円

### 二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年一月二十七日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社クサリのサンロード

(二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲斐市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ竜王新町店 山梨県甲斐市竜王新町字大原二千二百二十二番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和四年十月十三日
- 四 意見の概要
  - 1 交通安全対策の実施
  - 2 防災・防犯対策の実施
  - 3 騒音対策の実施
  - 4 廃棄物等の処理等
  - 5 景観保全の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月二十七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	浅川豊和	北杜市高根町清里二千百三番地	令和元年七月三十一日
同	利根川好正	北杜市高根町清里六百五十番地	同
同	大柴太賀吉	北杜市高根町清里二千七百一番地	同
同	利根川喜美男	北杜市高根町清里四百八十三番地一	同
同	浅川敏彦	北杜市高根町清里三千五百四十五番地二千四百八十四	同
同	浅川修一	北杜市高根町清里二千六百九十一番地	同
同	利根川茂	北杜市高根町清里五百四十三番地	同
同	浅川虎太	北杜市高根町清里二千四百九十二番地	同
同	浅川豊澄	北杜市高根町清里千九百七番地	同
同	小清水文香	北杜市高根町清里二千百四十八番地	同
監事	浅川亥津弘	北杜市高根町清里二千百六十七番地	同



理事	大柴太賀吉	北杜市高根町清里二千七百一番地	令和元年八月一日
同	男 利根川喜美	北杜市高根町清里四百八十三番地一	同
同	浅川豊和	北杜市高根町清里二千百三番地	同
同	利根川福子	北杜市高根町清里五百九十五番地	同
同	浅川長雄	北杜市高根町清里二千四百七十番地	同
同	浅川幾夫	北杜市高根町清里千八百六十八番地	同
同	浅川利一	北杜市高根町清里二千六百七十番地	同
同	浅川将俊	北杜市高根町清里二千百九十三番地	同
同	小清水定一	北杜市高根町清里二千百三十九番地	同
同	津金昌夫	北杜市高根町箕輪九百七十九番地三	同
監事	浅川虎太	北杜市高根町清里二千四百九十番地二番地	同

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	篠原弘三	北杜市明野町上手九千八百八十二番地	令和二年三月三十一日
同	輿水幸人	北杜市明野町浅尾千五十四番地四	同
同	横内守夫	北杜市穂坂町宮久保六千九百九十三番地	同
同	長田憲一	北杜市明野町浅尾新田三千八百七十一番地	同
同	入野野泰	北杜市明野町浅尾三千五百四十七番地	同
同	長田安比古	北杜市明野町浅尾新田三千九百八十五番地一	同
同	清水寿昌	北杜市明野町浅尾二千百二十二番地	同
同	望月由勝	北杜市穂坂町三之藏五千三百十六番地	同
同	小幡治	北杜市穂坂町宮久保三百四十九番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、朝穂堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和五年二月二十七日  
 山梨県知事 長崎 幸太郎  
 一 退任

二 就任

同	同	同	理事	役職名	同	同	同	同	同	同	同	同
入戸野孝	横内守夫	輿水幸人	篠原弘三	氏名	平賀久夫	山下眞澄	五味淳	秋山高文	横内栄人	横森隆次		
北杜市明野町浅尾七百五十五番	三番地 斐崎市穂坂町宮久保六千九十九	四 北杜市明野町浅尾千五十四番地	二番地 北杜市明野町上手九千八百八十八	住所	十五番地 斐崎市穂坂町三ツ澤二千六百八	十六番地 斐崎市穂坂町宮久保五千三百四	一番地 北杜市明野町上手九千五百三十	番地 北杜市明野町浅尾千五百六十三	番地 斐崎市穂坂町三ツ澤二千五百二	番地三 斐崎市穂坂町三ツ澤三百二十二	番地	
同	同	同	令和二年四月一日	就任年月日	同	同	同	同	同	同		

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	
清水章弘	横森寛昭	櫻井純生	横森優	横森建夫	山本拓夫	向山顕	曾雌孝義	大柴政敏	幡野昌悟	長田守		
地 北杜市明野町浅尾二千二十五番	番地 斐崎市穂坂町宮久保四千九十四	北杜市明野町浅尾千六番地	十三番地 斐崎市穂坂町三ツ澤二千六百六	十三番地 斐崎市穂坂町三ツ澤二千九百二	十三番地 斐崎市穂坂町三ツ澤二千四百二	一 斐崎市穂坂町宮久保三百一番地	番地 斐崎市穂坂町三之蔵五千四十八	九番地 北杜市明野町上手九千九百三十	番地五 北杜市明野町浅尾新田四千百一	九十三番地 北杜市明野町浅尾新田三千九百	地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		



● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和五年二月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	金丸一元	南アルプス市小笠原三百七十六番地	令和二年六月十七日
同	久保田松幸	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地	同
同	齊藤哲夫	南アルプス市沢登七百十四番地	同
同	小池正夫	南アルプス市十日市場二千三十三番地	同
同	塩澤隆紀	南アルプス市湯沢二十三番地	同
同	小池通義	南アルプス市小笠原四百五十五番地	同
同	櫻本安善	南アルプス市有野三百十三番地	同
同	清水哲郎	南アルプス市百々二千九百五十九番地	同
同	名取優	南アルプス市沢登十四番地	同

同	小林豊	南アルプス市桃園千四百十番地七	同
同	遠藤寛	南アルプス市寺部千百五十四番地九	同
同	飯野政敏	南アルプス市曲輪田新田三百三十四番地一	同
同	飯野修	南アルプス市飯野八百六十二番地	同
同	齊藤豪	南アルプス市在家塚千百番地	同
同	志村孝	南アルプス市上八田七百九十四番地	同
同	横内清重	南アルプス市曲輪田千百六十八番地	同
同	横内靖英	南アルプス市上宮地九百七十二番地	同
同	齊藤長紘	南アルプス市山寺百九十八番地	同
同	土屋壽雄	南アルプス市鏡中條五百六十二番地	同
同	長澤修	南アルプス市湯沢八百五十六番地	同
監事	長谷部弘幸	南アルプス市西野二千二百三十九番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同	同	同
中澤茂	中沢達也	佐野正高	中澤豊一	名取健二	久保田松幸	金丸一元	氏名	新津純	沢登安治	名取健二
地 南アルプス市在家塚千八百四番	番地二 南アルプス市飯野千六百四十四	番地 南アルプス市飯野新田千三十四	番地 南アルプス市小笠原四百五十五	地 南アルプス市吉田四百二十六番	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地	番地 南アルプス市小笠原三百七十六	住所	番地一 南アルプス市落合千二百六十一	番地 南アルプス市加賀美三千四十一	地 南アルプス市吉田四百二十六番
同	同	同	同	同	同	令和二年六月十八日	就任年月日	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
深澤正史	深澤学	遠藤寛	土屋壽雄	小池正夫	浅川金藏	相原満	長沼徳雄	石川正昭	三枝和雄	手塚政廣	市川孝嗣	土屋正廣
南アルプス市落合千二百三十五	南アルプス市湯沢八百五十番地	地九 南アルプス市寺部千百五十四番	番地 南アルプス市鏡中條五百六十二	番地 南アルプス市十日市場二千十三	南アルプス市沢登百九十六番地	地 南アルプス市桃園七百七十五番	南アルプス市下市之瀬九十番地	三番地 南アルプス市上宮地三千二百十	十九番地一 南アルプス市曲輪田二千八百三	南アルプス市西野百三番地	番地 南アルプス市上八田六百六十八	地 南アルプス市百々五百八十五番
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

	監事	櫻本等	南アルプス市有野千六十一番地	番地
同	同	原田順治	南アルプス市山寺二百十九番地	
同	同	荻野敏	南アルプス市寺部二千六十六番地	
同	同	依田清登	南アルプス市落合千七十七番地	
同	同		同	

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小池通義	南アルプス市小笠原四百五十五番地	令和二年七月二日
同	齊藤哲夫	南アルプス市沢登七百十四番地	同
同	塩澤隆紀	南アルプス市湯沢二十三番地	同
同	櫻本安善	南アルプス市有野三百十三番地	同
同	清水哲郎	南アルプス市百々二千九百五十九番地	同

二 就任

同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	中澤豊一	南アルプス市小笠原四百五十五番地	令和二年七月三日
同	名取健二	南アルプス市吉田四百二十六番地	同
同	中沢達也	南アルプス市飯野千六百四十四番地二	同
同	市川孝嗣	南アルプス市上八田六百六十八番地	同
同	相原満	南アルプス市桃園七百七十五番地	同

同	浅川金藏	南アルプス市沢登百九十六番地	同
同	土屋壽雄	南アルプス市鏡中條五百六十二番地	同
同	深澤正史	南アルプス市落合千二百三十五番地	同
監事	依田清登	南アルプス市落合千七十七番地六	同
同	荻野敏	南アルプス市寺部二千六十六番地	同

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月二十七日

- 一 測量の種類 公共測量（MMSによるデータ計測）
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和四年八月八日から令和五年二月三日まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 令和五年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和五年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和五年七月二日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

- 2 設計製図の試験 令和五年九月十日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続

(1) 原則として、新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(2) 受験申込受付期間 令和五年四月三日（月）午前十時から同月十七日（月）午後四時まで

(3) 受験申込方法 センターのホームページ（<https://www.jaieic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和五年四月十日（月）までにセンター本部（電話〇五〇―三〇三三―三八二二）に申し出ること。

四 合格者の発表及び合否等の通知 令和五年十二月七日（木）（予定）（学科の試験については、同年八月二十一日（月）（予定））

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和五年六月七日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaieic.or.jp/>）において公表する。

2 詳細については、センター（電話〇五〇―三〇三三―三八二二）に問い合わせること。

● 令和五年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和五年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和五年七月二十三日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和五年十月八日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続
- (1) 原則として、新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

- (2) 受験申込受付期間 令和五年四月三日(月) 午前十時から同月十七日(月) 午後四時まで
- (3) 受験申込方法 センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等) には、令和五年四月十日(月) までにセンター本部(電話〇五〇―三〇三三―三八二二) に申し出ること。

四 合格者の発表及び合否等の通知 令和五年十二月七日(木) (予定) (学科の試験については、同年八月二十一日(月) (予定) )

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、令和五年六月七日(水) 頃からセンターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において公表する。
- 2 詳細については、センター(電話〇五〇―三〇三三―三八二二) に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和五年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字西京良原四千七百八十四番、四千七百八十五番一、四千七百八十六番一、四千七百八十七番、四千七百八十八番、四千七百八十九番一、四千七百九十四番及び四千七百九十六番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津四千二百五十五番地 エフジェイリゾート株式会社 代表取締役 外川 一明

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
山梨県教育センター

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年二月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程(令和二年山梨県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「甲府市川田町」を「甲府市朝気一丁目」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和五年三月二十八日から施行する。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年二月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁総務課教育企画室

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加

資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十七号)に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピューター関連設備保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和五年三月十五日(水)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁総務課教育企画室

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年三月八日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和五年三月八日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年三月二十七日(月)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階教育委員会室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 四3に掲げる場所宛てに令和五年三月二十四日(金)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八條の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十條第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無



- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁総務課教育企画室（電話〇五五―二二三―一七五〇）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: ICT supporter (Technical support for educators)
- 2 Date and time for tender: 2:00PM March 27, 2023
- 3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division, Yamanashi Prefectural Board of Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1750

## 公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年二月二十七日

山梨県警察本部長 伊藤 隆 行

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 交通反則通告管理システム等 一式
  - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 借入期間 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで
  - 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通指導課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指

名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和四年山梨県告示第五十号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通指導課交通反則通告担当 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和五年三月九日（木）までの山梨県の休日（これを定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（三月九日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和五年四月十一日（火）午前十一時 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室



- 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和五年四月十日(月)午後四時までに山梨県警察本部交通部交通指導課交通反則通告担当(郵便番号四〇〇-八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に到着すること。
  - 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 五 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和五年三月二十二日(水)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(三月二十二日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。
  - 5 契約書作成の要否 要
  - 6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することが

ある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通指導課 電話〇五五-二二一-〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Traffic offense notice management system. 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00AM April 11, 2023

3 Bureau in charge: Traffic Offense Notice Section, Traffic Enforcement Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110